

「令和6年度（第1回）県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業」

質問に対する回答書

令和6年8月8日更新

番号	質問内容	回 答
1	仕様書・事業詳細 5（2）ア 将来県が空調設備の増設等を行う場合に必要になると考えられるスペースに考慮したレイアウトとありますが、空調設備の増設等の予定を教えてくださいいただくことはできますか。	各学校の体育館及び動物愛護管理センターの空調設備を増設・改修予定です。増設等の詳細は、県とPPA事業者の協定締結後に可能な範囲で共有します。なお、各学校の空調設備設置状況に応じて、将来、特別教室棟等に設備を増設する可能性もあります。
2	仕様書・事業詳細 5（6）エb 太陽光発電設備導入後の電気主任技術者業務は既設を管理される電気主任技術者が担当し、受託者に電気主任技術者業務を求めるものでないという理解で良いですか。 また、太陽光発電設備導入により増額される可能性のある電気主任技術者費用は、PPA提案単価に含まないという認識で良いですか。	受託者に電気主任技術者業務を求めるものですが、既存の電気主任技術者に委託することについては協議可能です。なお、電気主任技術者費用は、PPA単価に含まれます。
3	設置方法 徳島北高校 徳島北高等学校の施設整備において、トランス等の施設は既存施設の床荷重が不十分であった場合、浸水対応の為、提案事業者は新たな架台を設ける事として考えますが良いですか。	設置方法については、提案内容となります。なお、最終的な設置方法は協定締結後の県とPPA事業者との調整において決定します。
4	参考資料 提案施設において、電力使用量等を考慮した場合、一部施設において、提案可能額を上回る提案は可能でしょうか。若しくは、提案を取りやめる（単体収支で赤字となる）事は可能でしょうか。	参考単価を上回る提案はできません。全5施設の提案単価の平均額が全5施設の参考単価の平均額以内であることが必要です。参考単価（平均額）を上回る提案単価（平均額）の場合は失格となります。
5	税に関すること 全施設 固定資産税の免除を各市町へ打診することは可能か。	本事業により設置する設備については固定資産税の減免を受けることはできないと考えています。
6	配置位置 全施設 非常用コンセント盤設置位置の希望を伺いたい。 また、希望が無い場合は、こちらで自由に決めてもよい か、参考にすべき資料があれば	特定負荷の位置は、事務室や職員室を想定しています。このことから非常用コンセント盤の設置場所についても、これらの場所付近を想定しています。

	<p>ばご教示いただきたい。</p>	
7	<p>スキーム 全施設 SPC を活用した、リースバック契約での PPA 導入を行ってもよいか。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、重点対策加速化事業の補助金を活用する前提であるため、SPC を活用したリースバック契約での PPA 導入は認められません。</p>
8	<p>工事日程 全施設 土日祝日の工事作業は可能か。</p>	<p>土日祝日の工事作業が可能かどうかは、施設ごとに異なりますが、協定締結後に実施する現地調査において詳細を確認してください。</p>
9	<p>工事方法 池田支援学校美馬分校 屋上に設置されております、既設集電盤に新設太陽光発電設備のケーブル等接続を行ってもよろしいか。またそれに伴う集電盤改造の可否についても伺いたい。</p>	<p>池田支援学校美馬分校への導入検討にあたっては、既設設備等の活用を前提としてご提案いただくことに問題ありません。なお、最終的な設置方法は協定締結後の県と P P A 事業者との調整において決定します。</p>
10	<p>参考資料 あすたむらんど 配管系統図を頂戴したい。</p>	<p>全ての参加事業者に参加資料として追加で提供します。</p>